

## 平成27年度第1回宇都宮市個人情報保護運営審議会議事録

1 開催日時 平成27年4月30日(木)午後3時00分から

2 開催場所 宇都宮市役所 本庁舎14A会議室

3 出席者

会長 A

委員 B

C

D

E

事務局 行政経営部 行政経営課職員

4 会議の状況

(1) 開会

事務局 [開会]

ただいまから、平成27年度第1回個人情報保護運営審議会を開催いたします。

委員の皆様には、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から、本市の行政運営につきまして、特段の御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

本審議会は、宇都宮市個人情報保護条例に基づき、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るために必要な事項を調査審議するものであります。

是非とも、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、前回に引き続き、特定個人情報保護評価における全項目評価書に係る適合性及び妥当性について御審議いただきたいと思います。

それでは、会議に入らせていただきますが、会議の進行は、会長にお願いいたします。

(2) 審議

会長 それでは、早速、審議に入らせていただきます。

本日は、議題にもありますように、前回に引き続き、平成26年度諮問第2号の特定個人情報保護評価における全項目評価書に係る適合性及び妥当性

について審議したいと思います。

この案件につきましては、前回の審議会において、実施機関から基本的な枠組みの説明がありました。

実施機関からの説明を踏まえ、資料を確認していただき、本日の審議会において、改めて質疑及び審議を行うこととしておりました。

それでは、早速、質疑から行いたいと思いますので、実施機関に入室していただくようお願いします。

[実施機関入室]

会 長 最初に、所属と名前をお願いします。

[実施機関自己紹介]

会 長 それでは、質疑に入りたいと思います。

前回の審議会において、この案件に関してパブリックコメントを行っており、本日までには、結果がまとまるという説明があったと思います。

まず、その結果について説明をお願いします。

実施機関 平成27年3月2日から3月末にかけてパブリックコメントを実施したところですが、市民の皆様からの御意見はありませんでした。

また、別添(3)-2の13ページについて、修正がありましたので、先日、追加の資料を送らせていただいております。

審議に当たりましては、追加で送付いたしました資料を参照していただきますようお願いいたします。

会 長 別添(3)-2の追加資料は、新たな資料ということでよろしいでしょうか。

実施機関 前回配布いたしました資料に、提供先2を加える修正をいたしました。

その他の部分については、修正ありません。

会 長 パブリックコメントに対しては、市民の皆様からの御意見等はなかったということですが、パブリックコメント以外で特定個人情報保護評価に関する問合せはあったのでしょうか。

実施機関 マイナンバー制度自体に関する問合せはありますが、今回御審議いただく特定個人情報保護評価に関する問合せはありません。

会 長 マイナンバー制度自体については、認知されつつあるということでしょうか。

実施機関 3月から国がテレビコマーシャルを流しており、それを見た市民の方から、どのような制度なのかという問合せが何件かありました。

会 長 ありがとうございます。

委員の皆様から実施機関に対し質問していただき、それを踏まえ、審議に移りたいと思います。

委員の皆様から質問はありますか。

C委員 まず、別添(5)－1の住民基本台帳に関する事務点検結果報告書について質問します。

(7)の「記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか」という審査の観点に対し、「住民基本台帳に関する事務は、市民まちづくり部市民課が担当しており、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができる部署である」という回答となっているが、このような表現でよろしいのでしょうか。

次に、別添(3)－1の特定個人情報保護評価書について質問します。

58ページに、特定個人情報ファイルの取扱いの委託における特定個人情報の消去のルールが記載されており、保管期間の経過後、速やかに消去するということや、廃棄の際は廃棄履歴を作成すること、委託契約の報告条項に基づき特定個人情報の取扱いについて書面で報告させ、必要があれば現地調査をするとされているが、委託以外における措置の内容では、溶解等の処理により文書を廃棄するとされているものもある。

溶解等の処理により文書を廃棄としているものがある一方で、委託における特定個人情報の消去のルールでは、保管期間の経過後、速やかに消去するなどとされているだけであり、文書の廃棄に関する取扱いに差があるのではないのでしょうか。

以上について、説明をお願いします。

実施機関 まず、市民課では業務を行うに当たり、必要に応じてハードコピーなどにより個人情報の印刷を行う場合もありますが、印刷した文書につきましては、シュレッダー処理等により廃棄する対応をとっております。

また、委託における特定個人情報の消去のルールにつきましては、委託先

に特定個人情報のデータを渡すことはなく、委託先が特定個人情報を持ち帰るといったこともないことから、このような取扱いとなっております。

C委員 委託について質問します。

別添(3)－1の18ページの⑥委託先名によると、富士通株式会社栃木支店に委託することになっており、⑦で富士通株式会社栃木支店も再委託することがあるとなっているが、特定個人情報のデータを渡さないとする、どのような業務を委託するのでしょうか。

実施機関 マイナンバー法施行に伴うシステムの改修作業の委託を行っております。

システムの改修作業は、庁舎内の電算室で行っており、テストデータなどにより、システムエンジニアが制度変更に対応した改修が行われているかどうかについての確認を行っており、その上で市民課の職員等が点検、確認作業を行っております。

システムエンジニアは、データの持ち出しなどを行っておらず、システムプログラムの改修作業が委託の内容です。

C委員 つまり、個人の生年月日、両親が誰であるかなどが記録された住民基本台帳の情報は、富士通株式会社には何も渡らないということでしょうか。

実施機関 テストをするときには、情報を使用することもあります。

C委員 外部に情報を持ち出すことはないということでしょうか。

実施機関 はい。

B委員 以前、ベネッセが保有する個人情報を委託先の従業員が漏らすという事件が発生したが、宇都宮市では、外部への情報の持ち出しについて、どのような管理をしているのでしょうか。

実施機関 USBなどの外部媒体によりデータを記録して持ち出す場合、持ち出し依頼を提出することとなっております。

B委員 書込み禁止などの措置により、セキュリティは確保されているのでしょうか。

実施機関 外部媒体の接続等につきましては、USBの接続部分を潰すほか、CD-ROMへの書き込みができないようにするなどの措置を採っております。

また、今回のマイナンバー制度に対応したシステムの導入に併せまして、アクセスログを記録することができる仕組みを導入しております。

B委員           ありがとうございます。

D委員           市民の一番の関心は、情報漏えいを防ぐための措置が採られているかどうかということだと思います。

先ほど、ベネッセの個人情報漏えいに関する事件について、話がありましたが、情報漏えいについては、委託先による情報漏えいも含めて内部からの情報漏えいが8割程度を占めているということです。

例えば、委託先の業者については、別添(3)－1の58ページの情報保護管理体制の確認の欄の①に特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認するという記載がありますが、何をもちいて適切であると判断するのでしょうか。

契約書には、特定個人情報の保護に係る措置についての記載があるのだと思います。契約書上であればどのような記載でも可能だと思います。

委託先業者の選定に当たり、同様の委託を行っているほかの市町村から、業者の評判を聞くことはあるのでしょうか。

実施機関       最近、システムを調達するに当たっては、プロポーザル方式により業者を選定するケースが多くなっており、その際に業者がどのようなセキュリティ対策を採っているのかということや、過去に情報漏えい等の事件を起こしたことがないかということについて評価を行っております。

また、現在、システム改修を委託している業者につきましては、個人情報の漏えいを行うことがないよう秘密保持に関する誓約書を記載してもらっております。

会 長           ありがとうございます。

C委員           別添(3)－1の特定個人情報保護評価書について質問します。

37ページの③消去方法によると、サーバ・ネットワーク機器については、物理的破壊により完全に消去し、当該記録媒体上の情報が復元できない状態にした上で廃棄するとなっており、電子記憶媒体については、データを削除後、専門業者によるプレス機での圧縮や大型カッターでの裁断、専用装置による油圧で穴を開ける等の物理的な破壊、シュレッダー、はさみ、ペンチ、金槌、ドリル等で破壊又は破砕する物理的な破壊をされている。

紙媒体等については、裁断又は溶解により速やかに廃棄されている

が、紙媒体は以前は焼却処分していたと記憶している。

紙媒体の溶解とは、どのような処理をするのでしょうか。

実施機関 紙媒体の溶解は、本市が取り扱う機密文書の廃棄の際に用いる方法であり、薬品に漬けることにより文書を溶解する契約を委託業者と締結しております。

C委員 業者が溶解する際は、立会いをしているのでしょうか。

実施機関 はい。

D委員 紙媒体の溶解については、薬品を使用せず、水だけで処理することから、環境にも配慮した方法であり、そのまま再生紙にも利用することができるという記事を読んだことがあります。市が委託している業者の溶解処理の方法が違うということでしょうか。

実施機関 本市が委託している業者では、紙媒体を薬品に漬けて溶解しております。

D委員 薬品を使用して溶解しても、再生紙として利用することはできるのでしょうか。

実施機関 はい。

C委員 先ほど質問しましたが、別添(3)-1の18ページの⑦再委託の有無によると、富士通株式会社栃木支店は再委託すると記載されているが、どこに、どのような業務を再委託するのでしょうか。

実施機関 富士通株式会社は、業務に精通したグループ企業に再委託することとなります。

富士通株式会社が主に行う業務は、管理業務であり、実際のプログラミング作業については、システムエンジニアが所属するグループ企業に再委託することとなります。

最近では、富士通株式会社は、株式会社富士通システムズ・イーストというグループ会社にプログラミング作業を委託しており、必要に応じて、富士通株式会社のホストコンピューターを使用してシステム開発ができるシステムエンジニアが所属するパートナー会社に業務を再委託しております。

C委員 委託先が再委託する場合、市が、富士通株式会社と締結する委託契約の中で再委託も認める契約をするということでしょうか。

実施機関 はい。

再委託を認める委託契約を締結する場合であっても、事業の主要な部分に

ついでに再委託を認めておらず、作業的な部分に関し、市の承認を受けて再委託することができるという契約を締結しております。

C委員 分かりました。

E委員 別添(3)－1の37ページに①保管場所の記載がありますが、保管場所を物理的な場所として考えた場合、市役所内ということでしょうか。

実施機関 はい。

E委員 震災後、特に被災地の自治体では、自治体が非常事態に陥った場合に備え、クラウドコンピューティングにより庁舎から距離的に離れた場所に設置されたサーバーに情報を保管することもあると聞いたことがありますが、宇都宮市ではそのような方法は採らないのでしょうか。

実施機関 本市では、庁舎内で保管することとしております。

E委員 ほかに中核市でも庁舎内で情報を保管しているのでしょうか。

実施機関 クラウドコンピューティングにより、データセンターで管理している自治体もあります。

また、37ページに記載のある①保管場所は、特定個人情報の保管場所についての記載であり、一般的な個人情報の場合、バックアップの磁気媒体等につきましては、東京都内のセキュリティが確保された倉庫等に遠隔地保管しております。

E委員 分かりました。

B委員 別添(3)－1の8ページの②システムの機能について質問します。

システムの機能については、セキュリティの観点で最も大切だと思いますが、大きく、作成、記録、保管をする機能、利用をする機能、保守、メンテナンスをする機能の3つに分類できると思います。

記録、保管されている特定個人情報へのアクセス権限は、どのようになっているのでしょうか。

実施機関 特定個人情報にオンライン業務によりアクセスした場合、特定個人情報にアクセスした職員の氏名、所属情報等を記録します。

また、個人情報を収集する処理をした場合も、処理をした職員の氏名、所属情報等を記録しております。

今回のマイナンバー法施行に伴うシステム改修により、月ごとに、どのよ

うな情報に、どの程度、どの職員がアクセスしたのかということを確認できる機能を構築しているところであり、本来アクセスしない時期に情報にアクセスしていないか統計的に確認し、不正な処理が行われていないか確認できるよう作業を進めているところです。

B委員            アクセス権限は、確実に管理しているということによろしいでしょうか。

実施機関        はい。

                    グループごとに必要な業務にだけアクセスできることとするアクセスコントロールを構築しております。

B委員            セキュリティに関するイメージ図がなかったことから質問をしましたが、アクセス権限の管理は行っていくということによろしいでしょうか。

実施機関        対策を進めているところです。

B委員            ありがとうございました。

会 長            アクセス権限に関しては、所属長の許可を得た上で情報政策課に依頼を行い、情報政策課において必要性を十分確認した上で、必要なアクセス権限を個人単位で付与しているというような記載がいずれの評価書にもあるようですが、アクセス権限の付与については、この方法で行うということによろしいでしょうか。

実施機関        現状におきましても、人事異動により担当職員が代わった後に各所属から申請をいただき、年度末までアクセスする権限を与える更新を毎年度行っております。

会 長            宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、アクセス権限の管理をしているということでいいでしょうか。

実施機関        はい。

会 長            情報政策課において、必要性を十分確認した上でアクセス権限を付与することですが、具体的な基準はあるのでしょうか。

実施機関        情報にアクセスする相当の必要性があるかどうかで判断します。

                    例えば、税に関する業務を担当する所属から福祉に関する情報にアクセスしたいという申請があったとしても、認めないということになります。

                    各所属が担当する業務を踏まえた上で、情報にアクセスすることができる職員の設定作業を行っております。

会 長 所属する部署が担当する情報へのアクセス権限は、基本的に付与されると考えてよろしいでしょうか。

実施機関 管理者権限以外の部分について、一般ユーザーとして業務に必要なアクセス権限を付与しております。

会 長 その上で、今後は、アクセスの記録を取ることにより、不必要なアクセスをチェックしていこうということによろしいでしょうか。

実施機関 はい。

会 長 ありがとうございます。

B委員 会長やC委員からも指摘がありましたが、情報が漏えいする可能性が高いのは、恐らく、委託先ではなく再委託先ではないかと考えます。

富士通株式会社のような大手企業であっても、受託業務の多くを再委託すると思いますが、再委託先の管理をどのように行っていくのでしょうか。

実施機関 先ほど説明いたしましたとおり、再委託の場合に限らず、作業は基本的に庁舎内の電算室で行っており、システムエンジニア等の作業員が電算室に入退室するに当たっては、ICカードを使用し、誰が、何時から何時まで電算室に在室していたのか入退室管理をしております。

また、電算室入室時においては、メモやノートの持込みは認めておりますが、かばんの持込みは禁止しており、作業上必要がある場合に限り、事前に申請を受け、パソコンの持込みを許可しております。

以上のように、現在考えられる対策は採っております。

B委員 入退室の管理が適切に行われていたとしても、外部のネットワークから接続されてしまった場合、情報漏えいにつながるものが懸念されますが、メンテナンス時において、どのような対策をしているのでしょうか。

実施機関 本市では、住民基本台帳ネットワークシステムと通常のインターネット回線を物理的に分けておりますので、住民基本台帳ネットワークシステムが外部の回線と接続されることは一切ありません。

B委員 分かりました。

C委員 別添(3)－2の個人住民課税に関する事務の全項目評価書と別添(3)－3の地方税の徴収及び滞納整理に関する事務の全項目評価書の委託先名を見ると、それぞれ委託先名が基幹系システム開発業者と記載されているようです。

別添(3)－1の住民基本台帳に関する事務の全項目評価書の委託先名では、富士通株式会社と特定の会社名を記載しているにも関わらず、別添(3)－2と別添(3)－3では特定の会社名を記載していないのは、システム改修を行う都度、入札により委託先業者が変わることから、特定の業者名を記載できないということでしょうか。

実施機関 はい。

個人住民課税に関する事務と地方税の徴収及び滞納整理に関する事務は、法改正に伴いシステム改修をする必要がある場合は、本市の環境で改修作業を行うことができる委託先業者を指名競争入札により決定しております。

一方、住民基本台帳に関する事務のシステムは、富士通株式会社製のシステムを一式使用しておりますので、保守、改修等は、富士通株式会社でなければできない状況です。

C委員 分かりました。

別添(3)－2の個人住民税課税に関する事務の全項目評価書の12ページの申告等情報データ入力業務についても、毎年度税制改正は行われると思えますが、⑥委託先として、株式会社関東電算センター、株式会社ケーシーエスデータワークス栃木支店、株式会社データサービスという特定の業者名が記載されているようですが、同じ事務であっても、特定の業者名の記載があるものと、記載がないものがあるのは、何か理由があるのでしょうか。

実施機関 申告等情報データ入力業務の委託先業者は、複数年契約で選定しているところであり、現状の業務を委託している具体的な業者名を記載しているところです。

C委員 業者名が3社記載されているということは、この3社で申告等情報データ入力業務を行っているということでしょうか。

実施機関 はい。

C委員 この業務は、税のオンラインシステムの改修作業とは関係ないのでしょうか。

実施機関 関係ないです。

申告等情報データ入力業務は、申告書や課税資料のデータ入力作業です。

C委員 分かりました。

会 長 情報入手時の特定個人情報漏えい又は損失することのリスクに対する措置の内容としては、評価書により若干記載内容が異なっておりますが、おおむね、受付カウンターに衝立を設置し、隣の席から見えないようにすることや、相談室で対応するという記載があります。

この措置は、従前から行われていたものなのか、今回新たに導入されるものなのかお伺いします。

実施機関 住民基本台帳に関する事務を取り扱う市民課につきましては、従前から個人情報の保護に配慮した窓口体制を構築しております。

その上で、マイナンバー法の施行に伴い、各窓口を再度点検しているところであり、必要に応じ、個人情報保護のための仕切り等を設置するなどの対応を継続して行っています。

会 長 受付対応時の個人情報漏えいに関する苦情は、特にないということでしょうか。

実施機関 はい。

会 長 わかりました。

市民課においては、従前からの取組を引き続き強化していくということでしょうか。

実施機関 はい。

会 長 税部門においても、市民課と同様の取組を実施するというところでしょうか。

実施機関 市民税課におきましても、現在、窓口衝立を設置し、お客様が隣り合った場合であっても個人情報が隣の席から見えないようにしております。

マイナンバー法の施行後においても、引き続き取組を徹底して対応していきます。

納税課におきましても、市民課や市民税課と同様に、窓口衝立を設置することや、相談室を設けることにより、個人情報が漏えいすることがないように対処しております。

会 長 ありがとうございます。

実施機関 最初にC委員から御質問がありました別添(5)－1の住民基本台帳に関する事務点検結果報告書の(7)について、補足説明いたします。

C委員からの御質問は、住民基本台帳に関する事務は、市民課が担当しているから、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるというような記載でいいのかというものでしたが、別添(5)－1の審査の観点の意味は、担当課において適正に特定個人情報を管理できることを宣言するということが趣旨となっております。

特定個人情報の保護に自ら責任を持つことを宣言することが制度の趣旨であることから、このような記載となっております。

C委員 分かりました。

E委員 別添(3)－2の32ページ、33ページに、特定個人情報ファイル記録項目の記載がありますが、これらの情報についての記録は、全部紙媒体にも記録しているし、電子媒体にも記録しているということによろしいでしょうか。

それとも、一定のものは電子媒体のみや、紙媒体のみで記録しているものもあるのでしょうか。

特定個人情報ファイル記録項目について、どのような媒体で記録しているのか説明をお願いします。

実施機関 特定個人情報ファイル記録項目については、ホストコンピューターの磁気ディスクに電子的記録として格納される情報の項目を記載しております。

E委員 全て電子媒体ということによろしいでしょうか。

実施機関 はい。

この電子データを基にして紙媒体に情報を出力することはありますが、記録の方法は電子媒体です。

E委員 紙媒体には記録してないということですね。

実施機関 記録の原本は、あくまでも電子記録です。

E委員 分かりました。

会 長 ほかに質問はありませんか。

[「ありません」と言う人あり]

会 長 それでは、これもちまして質疑を終了します。

ありがとうございました。

[実施機関退席]

会 長 それでは、諮問第2号について審議を進めたいと思います。

諮問の内容は、前回の資料にもありますように、住民基本台帳に関する事務、個人住民税課税に関する事務、地方税の徴収及び滞納整理に関する事務について全項目評価書がそれぞれありますが、これらに関し、別添(2)審査の観点における主な考慮事項を参照しながら、適合性と妥当性について審議するものです。

質疑応答を終え、疑問点等はおおむね解決されたと思いますので、委員の皆様から忌憚のない御意見を頂きたいと思います。

適合性のしきい値判断に誤りはないかということや、適切な実施主体が実施しているかということについては、余り問題はないと思います。

むしろ、情報の管理方法が適切に制度として構築されているのかどうかについて、検討していただく方がよいと思います。

以上のことを考慮すると、妥当性の(7)以下について検討する必要があると思います。

審査の観点における主な考慮事項を踏まえた上で、これまでの検討及び質疑の中で、問題があると考える部分を委員の皆様から御指摘いただき、審議の上、必要な意見があれば答申書で言及することにしたと思います。

C委員 先ほどの質疑で大部分は納得できましたが、B委員からも御指摘があったように、再委託がなされる場合に特定個人情報の漏えいにつながるのではないかと思います。

先ほどの質疑でも、契約は委託先と締結するとのことでしたが、委託先が再委託をする場合には、ある程度、再委託先の特定個人情報の保護についても契約条項に盛り込むなど、十分留意してもらいたいと思います。

また、特定個人情報を消去する場合も、委託業者が情報を消去するときに、職員が立ち会うこともできることとするなど、調査等もできることですので、十分留意してほしいです。

別添(3)－1の58ページに記載されている特定個人情報の消去ルールには、委託契約書に以下の措置をとる旨を規定すると書いてありますが、この内容が緩い印象を受けますので、もう少し踏み込んでいいのではないかと思います。

会 長 C委員の御指摘は、委託先において特定個人情報を保有している場合とい

うことでよろしいでしょうか。

先ほどの実施機関からの説明によると、基本的に、システムの改修作業の委託をしており、特定個人情報が委託先に渡ることはないということでしたが、万が一、特定個人情報が委託先に渡った場合のことを想定し、念のためで契約上の義務条項を加えた方がいいのではないかとということでしょうか。

C委員 はい。

B委員 私も賛成です。

宇都宮大学の場合、必ずパソコン等のハードディスクのデータを消去するときは、職員が立ち会うこととなっております。

会 長 全ての委託契約において、特定個人情報の消去ルールを契約条項に盛り込むべきかどうかは、判断が分かれるところだと思いますので、特定個人情報の消去については、慎重な扱いをしてほしいという意見があったことを答申書に記載するということがよろしいでしょうか。

B委員 そのような意見を記載することでいいと思います。

D委員 情報漏えいすることがないように適正に管理できているかということが、市民が最も関心があるところだと思います。

過去の情報漏えい事件を見ると、内部の職員による犯行が約8割を占めるとのことです。

委託先も含めてだと思いますが、他市の職員による情報漏えい事件の例もありますので、職員が情報漏えいをしないとはいえ切れないと思います。

特定個人情報の取扱いに当たっては、職員の指導、監督を適切に行い、研修等も徹底して行ってほしいです。

会 長 個人情報の取扱いについては、現在も研修等を受けた上で業務に当たっているとと思いますが、マイナンバー法の施行に併せて、再度徹底してほしいということよろしいでしょうか。

D委員 事件が起きた他市についても、当然個人情報の取扱いに関する研修を実施しているとは思いますが、個人情報の漏えい事件が発生していることを踏まえると、研修の実施は重要だと思います。

E委員 現在のコンピューターが日々発達していく状況において、コンピューター会社がもつ専門能力は非常に高いと思います。

システムプログラムに関し、高度な専門的知識を持ち活躍している人材を採用してもいいと思います。

また、専門的能力を持った職員の養成も重要だと思います。

行政職員としての専門性も問われると思いますが、宇都宮市ほど大規模な都市であれば、専門的能力を持った職員の採用等について検討してもいいと思います。

専門的能力を持った職員を採用したとしても、コンピューター会社が持つ専門性とは対等にならず、委託先業者の専門性に頼らざるを得ないかもしれませんが、職員が対等な立場で確認することができる能力を持つことは重要だと思います。

会 長 宇都宮市の職員にも、専門的な能力を持つ方がいるのだと思いますが、その方だけで全ての業務を行うことは現実的に無理であり、業務委託することはやむを得ないと思います。

チェック体制については、現在も十分に整えていると思いますが、更に強化していただきたいと思います。

D委員 人事異動が伴うことによって専門的能力を持つ職員の養成が難しいのかもしれない。

C委員 市の人事の基本理念は、プロフェッショナルの養成よりもゼネラリストの養成なのではないでしょうか。

事務局 本市の人事においては、スペシャリストを養成するという観点もあります。

C委員 スペシャリストを養成するという観点で情報政策課において専門的知識を持った職員を養成していくことができれば、民間会社の専門性に対抗し得る職員を養成することもできるかもしれませんが、専門的知識を持った職員の採用は、一つの検討課題だと思います。

B委員 宇都宮大学を退職した専門的知識を持った方を非常勤嘱託員として採用する方法もあるのではないのでしょうか。

C委員 ある新聞の社説によると、アメリカではマイナンバーを用いて他人になりすますことが多く、韓国ではマイナンバーの流出問題が発生しているとのことです。

今後、日本がマイナンバー制度を導入するに当たっては、どのようになり

すましや情報の流出を未然に防いでいくかということが重要であり、そのためには専門識が必要だと思えます。

B委員 大学で情報センター長を務めていたとき、大学内のサーバーに対する攻撃があり、回線を全部遮断したことがありました。

マイナンバー制度の導入に当たっては、どこかの自治体において情報の流出問題が起きるのではないかと懸念しています。

会 長 マイナンバー制度の運用に当たり問題が生じた場合には、個人情報保護の観点から審議会委員としての役割もあると思えます。

本日の審議会においては、委員の皆様から様々な御意見がありましたが、評価書の適合性及び妥当性については、問題ないという方向の答申をするということによろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

会 長 また、委員の皆様から御指摘がありました事項については、どの程度答申に盛り込めるかを検討し、意見としてつけ加えるということによろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

会 長 それでは、諮問第2号については、そのような方向で答申することといたします。

答申案につきましては、会長一任により作成させていただきます。

委員の皆様には、後日、答申案を事務局から送付いたしますので、内容を確認していただき、修正等を踏まえ、答申内容を確定させるという方法で進めたいと思えますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

会 長 ありがとうございます。

以上で、諮問第2号についての審議は終了します。

### (3) その他

会 長 その他委員の皆様から何かありますでしょうか。

[「ありません」と言う人あり]

会 長 事務局から何かありますでしょうか。

事務局 机の上にて配付しております平成26年度第2回個人情報保護運営審議会の

議事録案につきましては、内容を御確認いただき、修正等がある場合は、5月14日（木）までに、事務局まで御連絡いただきますようお願いいたします。

また、本日の審議会の議事録案につきましては、準備ができ次第、後日郵送させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

#### (4) 閉会

会 長            それではこれもちまして、平成27年度第1回個人情報保護運営審議会を終了します。

                  本日は、ありがとうございました。